

	号外 昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	定価1部2円	3年連続賃上げも 扶養手当見直の生 涯賃金への影響は 深刻。情勢を共有 し、来たる県人勸 闘争に結集を！	
		発行所		No.2375
		盛岡市内丸10番1号		2016年
		岩手県庁内		8月5日
岩手県職員労働組合				

16人勸闘争⑤ 8.4 公務員連絡会・人事院総裁交渉

人勸は8月8日

月例給・一時金 小幅だが3年連続引上げへ

扶養手当見直し 配偶者半減・子ども増・結果賃金削減!?

公務員連絡会は、8月4日に今期最終となる一宮人事院総裁との交渉を行った。一宮総裁は、勧告日を8月8日とすること、国家公務員に対する給与改定として官民較差が0.1%台後半の見込みとし、初任給を1,500円引き上げ若年層も同程度引き上げ、その他は400円の引上げとすること、一時金は月数を0.1月引上げ（引上後、国4.30月）、勤勉手当に配分することを明らかにした。

扶養手当は、右表のとおり配偶者は半減し、子どもを増額すること、これは来年度から段階的に改定するとした。

その他見直しの詳細は裏面のとおり。

=人勸課題・全容明らかに=

給与改定は3年連続の引上げとなるが、月例給は引上げ原資が若年層に重点配分され、中高年齢層の改定は少額となる。一時金も期末手当ではなく勤勉手当に配分されるため、評価制度への影響が拡大し、育休者等には引上げがないなど、実質賃金が減少している状況で、生活水準の維持、勤務意欲が持てる賃金改善とは言えない内容となった。

扶養手当の見直しは、配偶者への手当を削減し、子への手当を増額するとし、原資は維持するとしているが、少子化の実態が改善されていない中では、生涯賃金で引下げにつながる内容であり、子育て支援としながら賃金改悪となる実態に、問題ありと断ぜざるを得ない。

国人勸を受け、今月下旬から県人事委員会闘争がスタートする。勤務意欲が実感できる賃金改定と扶養手当の見直し阻止が重要課題だ。組合員の皆さんの結集をお願いする。

【扶養手当の見直しの概要】（月額）

支給範囲	現行	改定後	増減
配偶者	13,000円	6,500円	▲6,500円
子	6,500円	10,000円	+3,500円

- ・その他の扶養親族に係る手当額（6,500円）、16歳以上22歳未満の子の手当加配額（5,000円）は改定なし
- ・配偶者がいない場合の1人目の扶養親族に係る手当額の特例（11,000円）を廃止（6,500円となる）
- ・行政職9・10級（相当職含む）は子以外の扶養手当廃止。行政職8級（相当職含む）は子以外の扶養手当を3,500円に減額する

【人事院総裁交渉の概要】

○ 給与改定

- ・月例給の官民較差は0.1%台後半となる見込みである。一時金は0.10月分の増加となる見込み。増加分について、今年度分は12月期の勤勉手当に、来年度以降は0.05月分ずつ6月期・12月期の勤勉手当に充てる。
- ・俸給表の改定は、初任給を1,500円引き上げることとし、若年層も同程度の改定を行う。その他は400円の引上げを基本とする。

○ 扶養手当見直し

(手当額の改定)

- ・配偶者に係る手当額について、他の扶養親族に係る手当額と同額の6,500円に減額する。
- ・子に要する経費の实情や、少子化対策が推進されていることに配慮し、配偶者に係る手当額を減額することにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額を10,000円に引き上げる。

(支給対象者の制限)

- ・行(一)9級・10級(相当職含む)の職員へは、子以外の扶養親族に係る手当は支給しない。行(一)8級(相当職含む)の職員へは、子以外の扶養親族に係る手当額を3,500円に減額する。

(実施時期・経過措置等)

- ・受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、配偶者に係る手当額の減額は2017年度から段階的に実施し、それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を引き上げる。

○ 介護休暇の要件緩和／介護時間の新設 (2017年1月1日実施)

(介護休暇の要件緩和の概要)

- ・一の要介護状態ごとに3回以下、かつ合計6月以下の範囲内での介護休暇の分割取得を認める。

(介護時間の新設)

- ・職員が介護のため勤務しないことが相当と認める場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で勤務しないこと(介護時間)を承認できる仕組みを新設する(当該時間は無給)。

(介護時間取得時の昇給等の取扱い) ※8月2日人事院給与局長再交渉時に示されたもの

昇給区分の決定に当たっては当該勤務しなかった時間を「勤務していない日数」として取り扱わない、勤勉手当の期間率の算定に当たっては当該勤務しなかった時間を日に換算して30日に達するまでの期間を勤務時間から除算しない。育児時間に係る給与の取扱いも同様とする。

注目！扶養手当見直しで生涯賃金削減も

今回の見直しは、子への手当額は増額となるも、配偶者への手当削減の影響から、生涯賃金では賃金削減につながる。表1は扶養する子どもの人数別での生涯賃金への影響額を試算結果だ。事実上賃金改善されるのは子3人以上を扶養する場合であり、当県の出生率が1.46と子育て環境が厳しい実態では、相当数が賃金削減につながる恐れがある。

深刻なのは子の扶養対象年齢が満了(22歳時)となる中高年齢層の世帯だ。表2は配偶者+子2人扶養の場合で、子の扶養対象年齢が満了となった場合で新旧手当額の差(年間)の試算だ。子2人扶養時は微増となるも、扶養満了に伴い賃下げに陥る。賃金抑制を強いられている世代で更なる賃下げとなるのは明らか。拙速な見直しを許してはならない。

表1 扶養手当見直しに伴う影響額

配偶者のみ	▲226万2千円
配偶者+子1人	▲129万6千円
配偶者+子2人	▲33万円
配偶者+子3人	63万6千円

【試算条件】(手当対象期間:29年間)
・結婚平均年齢:男30.9歳、女29.0歳
・初産平均年齢:30.7歳
・配偶者は初産時に専業主婦となる
・子どもの出産は、職員年齢が第1子32歳、第2子34歳、第3子37歳時で試算

表2 子の扶養満了時の手当増減

扶養対象者	手当増減
配偶者+子2人	+6千円
子1人満了 配偶者+子1人	▲36千円
子2人満了 配偶者のみ	▲76千円